

永年会員に関する内規

(目的)

1. 永年会員制度は、長期にわたり会員である年長者に称号と優待制度を設けることを目的とする。

(条件)

2. 定款による会員の種別と資格によらず、「永年会員」の称号を設けることとし、称号の条件は、正会員（旧：普通会員）在籍年数と満年齢の合計が、115以上に達する現正会員とする。ここで、正会員在籍年数の起算（入会）年は1950年（UDC協会創立年）まで遡及するものとする。但し、名誉会員は「永年会員」としない。

(優待の方法)

3. 「永年会員」の条件に達した年度の翌年度以降の正会員年会費を、本人の希望により免除する。

(資格、権利の不喪失)

4. 「永年会員」は、正会員の資格および権利を喪失しない。

(実施時期)

5. この制度は1991年4月から実施する。

附則

1. 1991年3月19日開催の調整委員会において決定。
2. 1991年4月23日開催の理事会において承認。
3. 2006年7月19日開催の理事会において標題の「永年普通会員制度」を「永年普通会員に関する内規」に改めた。
4. 2014年5月21日の理事会において、「普通会員」を「正会員」に書き換えた。